

=====

2018年4月13日 市民による対政府交渉録

- ・日印原子力協力協定締結後の動き
- ・日立製作所による英ウィルヴァ原発輸出問題

=====

2018年4月25日記録作成

「核武装国インドへの原発輸出に反対する市民ネットワーク」

2018年4月13日、対政府交渉録（院内集会前まで）

2018年4月13日、対政府交渉録（院内集会前まで）

2018年4月25日記録作成

「核武装国インドへの原発輸出に反対する市民ネットワーク」

司会) それでは開始します。国会議員の方が見えられていますので最初にご挨拶をいただきます。

国会議員挨拶

近藤昭一

阿部知子さんの仲介でこの会議室を押さえておられると思うが、安倍さんとともに「原発ゼロの会」共同代表として活動している。

皆さんがいつも活動されていることに敬意を表します。

3.11 フクシマ事故の時、菅さんは総理をしていたが私は環境副大臣であった。

原発は駄目だと言うのが、3.11を経験した私たちの実感である。

しかし、今の政権は原発に前のめり。海外まで原発を売り込もうとしている。

また、現在、立法府と行政府に関わる様々な問題。国民の知る権利、民主主義を愚弄することが起こっている。

皆さまの活動に敬意を表し、ともに頑張っていきたい。

菅元首相

2015年に英ホライゾン原発予定地現地に行った。この話は、英ホライズンを日立は原発メーカーを買って、自分のところの原発を売り込むということである。

英政府は、一定程度の原発を維持する方針のもとで、古い原発をリプレースすることが決まっている。より大きな新しい原発をつくるという政府方針の下でホライズンを買って確実に原発を売り込むというのが日立の方針である。

現地には、土地を売らないという人もいた。地元の自治体の議会の方と多少のディスカッションをした。日本と同じ状況で「原発で雇用が生まれる」とかの理由で政府方針を押し切るということをしている。また、英国には、固定価格買い取り制度がある、これは、「将来原発コストが上がり、他のコストが下がると逆ザヤになる。このためにお金が戻ってこないと政府が補償する」という制度である。また、日本のJBIC、NEXIも支援しようとしている。私も一緒に参加して反対していきたい。

司会) 初鹿議員秘書が参加されていることを報告しておきます。

対政府交渉

主催者から質問書の説明

政府側出席者

外務省 アジア大洋州局南部アジア部南西アジア課 山崎課長補佐

外務省 国際協力局協力室 大城主査

内閣府 原子力政策担当室 遠藤主査

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課 丸田康一郎課長補佐

経済産業省 貿易経済協力局通商金融課 笠井康広課長補佐

1. 2017年7月20日「日印原子力協力協定」発効、その後の状況について

<質問>

① インドにおける2018年2月末日時点、国際原子力機関（IAEA）の保障措置対象となる「文民用」施設数と施設名、保障措置対象外となる「軍用」施設数と施設名一覧を文書回答されたい。

➤ 外務省（山崎）文書回答をということであったので、配布資料を用意している。

<本交渉録に添付1>

② カルパッカム（Kalpakkam）のインディラ・ガンディー原子力研究センター（Indira Gandhi Centre for Atomic Research）にて2010年11月22日着工した原型炉高速増殖炉（PFBR）のKAKRAPAR-3の現状を明らかにされたい。また、インド政府は同施設について、IAEA保障措置対象外「軍用」とする旨の表明があること、確認されたい。

➤ 山崎）カルパッカムの原型炉高速増殖炉（PFBR）に対する答えは、現在試運転中と聞いているが、現状の詳細は把握していない。現時点でIAEAの保障措置の適用対象とはなっていない。

➤ 市民）慣らし運転という情報はありますか

➤ 山崎）公開情報では出てない。元々は2017年3月との報道であった。それ以降試運転中のまま。商業運転の開始は伸びている。

➤ 市民）ベトナムは中止したが、なぜインドには輸出を推進するのか

➤ 司会）できれば質問に即した質問をお願いします。

➤ 市民）昨年12月のメディア情報だが、「2か月以内にコミッション」と言うのがあった。これは、ニューインディアエクスプレスだが、事実はどうなっているのか。

➤ 山崎）12月とされる同情報は承知していない。インド政府の公表はない。

2. インドの2008年9月のIAEA「例外措置」決定後の原子力発電所新規建設計画について <質問>

① 外国輸入による原発新規建設計画について、インド政府（あるいは、国営企業インド原子力公社）と、日本企業（子会社、合弁会社、出資対象会社など）を含む外国原子力発電所プラントメーカーとの間で締結された正式契約数、仮契約数を、本年2月末日時点において回答されたい。

- 資源エネルギー庁（丸田）インドで計画するものはない。日本企業で締結された契約はない。
- 市民）日本の企業が関与したものがあるか（子会社など）という質問である。
- 丸田）こちらではそういったものは承知していない。

3. 日印原子力協力協定発効後の日本企業による関与の現状について

2017年6月1日の参議院外交防衛委員会審議において、政府は以下の通り福山哲郎議員の質問に答弁した。

○福山哲郎君 理解したいと思いますが、なかなか理解できません。別に日本が今あえて原子力協定に踏み込む必要ないですよ。だって、逆に言えば、ほかの誤解をいっばい与えますよ、北朝鮮に。

例えば、じゃ、今のところ、外務省、経産省が把握している日本企業のインドへの原子力関連資材、機材の輸出の可能性、見通しについてお答えください。

○政府参考人（平井裕秀君） お答え申し上げます。本日御議論いただいておりますこの協定が締結されてない現時点におきまして、日本が主体となってインドに原発を建設する計画というものはないというふうに伺っております。

<質問>

① 協定発効後から10ヵ月以上が経過した現時点にて、上記「平井答弁」の後段（日本が主体～）に、いかなる変更が生じたか明らかにされたい。

- 丸田）現時点においても日本企業がインドに原発を建設する計画はない。

② 現時点において、外務省、経産省が把握する日本企業（子会社、合弁会社、出資対象会社を含む）のインドへの原子力関連資材、機材の輸出の現状、可能性、見通しについて回答されたい。

- 丸田）資機材等の移転の実績はない。将来については、個別企業において判断されるべきものと考えている。
- 市民）政府の許可は必要ないか
- 丸田）原発輸出一般について言えば、相手国が安全規制の確保を確認することになって

いる。政府の政策機関が支援する場合は、きちんと安全確認することになっている。

4. 本年3月26日開催、「日・インド間の原子力協力に関する作業部会」について

経済産業省および外務省発出の「ニュースリリース（以下、リリース）」によれば、3月26日にインド・ムンバイにおいて、「原子力協力に関する第1回作業部会」を開催した。

<質問>

① 2017年11月16日の対政府交渉での政府回答の通り、「部会が設置根拠法を有さない場合である」ことを確認されたい。

➤ 山崎) 本件の作業部会は昨年9月の日印首脳会談で署名された共同声明に基づくものであり、日印原子力協定に設置根拠があるものではない。

② 2017年11月14日に時事通信は、「作業部会は官民で構成し、対印技術輸出の具体的な内容を詰める」と報じた。するとこの「対印技術輸出の具体的な内容」が、第1回部会の内容であるとの理解でよいか、確認されたい。

➤ 山崎) 時事通信の内容については、外務省と資源エネルギー庁で報道発表した。そこにあるとおり、「原子力の平和的利用における2国間の協力強化に向けた議論」が行われた。

③ リリースは、「原子力の平和利用における二国間の協力強化に向けた議論を行いました」とするが、その議論概要を明らかにされたい。

➤ 山崎) この議論の概要は、①将来、原子力協力可能性のある分野②インド原賠法③日本の輸出信用制度④EDFやWHと日本企業との協力可能性であるが、議論の内容の詳細についてはインド政府との信頼関係に鑑み、控えさせていただきたい。

④ 「部会」の両国側議長の役職を明らかにされたい。リリースは、資源エネルギー庁 電力ガス事業部 国際原子力協力推進室より発出されたが、本部会は、同室担当でよいか、確認されたい。なお、外務省発出リリースには、担当部署の明記はない。

➤ 外務省 山崎) 日本側の代表は、外務省南部アジア部審議官、資源エネルギー庁国際資源エネルギー戦略統括調整官の2名。印側は、インド原子力庁原子力管理計画部門長。担当部署は、外務省は南西アジア課。部会の構成員は、日本側は南部アジア部審議官、南西アジア課課長補佐、日本大使館書記官の3名である。経済産業省からは資源エネルギー庁国際資源エネルギー戦略統括調整官、原子力政策課係長の2名である。第2回部会の開催は未定である。

➤ 資源エネルギー庁 丸田) 産業関係者からは、原産協会、JBIC、NEXI等から計19名（両省職員を除いて）である。

- 市民) インド側は何名か？
- 山崎) 日本側は25名だが、インド側は10名程度だと記憶している。
- 市民) 経産省のリリースに「国際原子力協力推進室」とあるが、担当ではないのか？
- 丸田) 担当である。
- 市民) メーカーの方はどこが出席したのか？
- 丸田) 原産協会の方から、その組織内となっている。
- 市民) 原産協会という形での参加か？
- 丸田) 原産協会からということになっている。詳細は原産協会に聞いてほしい。
- 市民) 第2回の予定は未定か？「数か月ごとの開催」と報道されているが？
- 山崎) 協議を継続する合意は決まっている。インド側が意思決定の遅いこともあってきまっていない。
- 市民) 共同電では「年内に一定の結論」とあるが、勝手に書いたことなのか？
- 山崎) 議論の詳細については、印政府との信頼関係があるので回答は控えさせていただく。
- 市民) 「交渉は難航も予想される」とあるが？
- 回答なし

5. 公的資金融資と輸出原発の安全確認について

- ① 2015年10月6日、「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱」は、検討会議について規定する。この検討会議について、「要綱」発表日から本年2月末日までの開催回数、日時、案件名、検討結果を回答されたい。

- 内閣府 遠藤) 「要綱」に基づく検討会議の開催実績はない。

- ② 検討会議の構成員である、2018年4月1日付けの下記の役職者のうち、原子力に関する行政・防災・産業政策、原子力発電所設計・建設・監理・運営など一般で言う「原子力専門家」が就く役職名を回答されたい。

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）、内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当）、財務省大臣官房審議官（国際局担当）、経済産業省大臣官房審議官（貿易経済協力局・海外戦略担当）、経済産業省大臣官房審議官（製造産業局担当）

- 遠藤) 記載の役職の方は、実績はともかく原子力の専門家ではない。我々の言う専門家とは原子力規制庁の職員などである。
- 市民) 以前、輸出原発の安全確認は保安院がやっていた。それを規制庁はやらないと言ってきた。YかNかを答えるアンケートでしかも判断するのが専門家でもない方が行うことになっている。安全とか何とかという以前の問題。たとえ一人でも専門家を入れるべきである。「酷すぎる」と強く申し上げておく。

6. インドのロシア合弁によるバングラデシュ原発建設事業への参画

3月16日付産経新聞は、2017年11月着工したバングラデシュにおけるロシア国営企業ロスアトム原子力発電所建設工事の建設計画に関し、バングラデシュ、インド、ロシアとの間で新たな3国間の覚書を締結したと報じた。インドの民間企業による建設作業への参加や部品・設備の供給などを認める内容も盛り込まれたとされる。

<質問>

① 日印原子力協定発効により原子力関連資機材・技術サービスなどが日本からインドへ移転した後、今回のバングラデシュ事例のように、第三国へ「民間企業による建設作業への参加や部品・設備の供給など」行われることは容認されるのか。つまり、インド経由での第三国輸出の可否を明らかにされたい。

- 山崎) 日印原子力協定は第10条で適用を受ける核物質等の管轄外移転について定めている。それでは、「協定締約国政府の書面による同意が無ければ第3国等管轄外に移転することはできない」ことになっている。
- 市民) 「書面による事前同意があればできる」ということか？
- 山崎) 協定の規定ぶりではそうになっている。

[第2部]

1. 2016年12月22日、クラーク英ビジネス・エネルギー・産業戦略相が来日、世耕弘成経済産業相と会談し、「原子力分野で包括的協力覚書」を締結したことが以下の通り報じられている

① 記事中の「覚書和文」を公開掲載するサイト URL を文書回答し、「覚書和文」を提出されたい。英文覚書には、和英両言語で作成されたとの明記がある。

なお、英政府の下記 URL では、「覚書英文」が掲載、ダウンロードできる。

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/580287/FINAL_UK_to_keep_161222_MOC_between_BEIS_and_METI.pdf

- 丸田) 「覚書和文」については資料を持ってきたのでお渡しする。HPにはアップされていない。問い合わせがあればお渡しすることになっている。

<本交渉録に添付2>

- 市民) 公開されていないのか
- 丸田) 問い合わせがあればお渡しすることになっている。
- 市民) 公開であるという認識を確認したい。しかし、そういう姿勢はおかしい。「日本語と英語で正文とする」とされているからあることは知っている。サイトに載せる予定はないのか？
- 丸田) 未定である。
- 市民) イギリスは載っている。載せるべきである。

- 阿部知子議員秘書）事務所からも2か月前に「提供してください」と問い合わせしている。
- 丸田）分かりました。

<後日記：丸田課長補佐に電話確認したところ、「庁サイトに掲載公開するが、手続きと技術的に時間がかかる」との回答あり>

2. 経済産業省所管の特殊会社である株式会社日本貿易保険（以下、NEXI）について

- ① NEXIは、100%政府出資、発行済株式総数を政府保有する特殊会社であることを確認されたい。
 - 笠井）その通りである。NEXIは2017年4月1日に、独立行政法人から政府100%出資の特殊会社に移行している。
- ② 非常時の保険金の確実なる支払いを担保するため、NEXIの資金調達が困難な場合には、政府が必要な財政上の措置を講ずると定められている、ことを確認されたい。
 - 笠井）一般的には、損害が発生すれば保険料で支払う。万が一、保険料で支払えない場合には政府保証付きの資金調達を行う。国会で定められた金額の範囲内で行うことができるとしている。それが困難であると認められれば、国会で定められた金額の範囲内で財政上の措置を行うことになっている。
- ③ 政府の『インフラシステム輸出戦略（平成29年度改訂）』によれば、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブにおける貿易保険の機能強化として、融資保険、海外投資保険及び輸出保険の非常危険カバー率（上限）を100%に拡大した」（14ページ）、ことを確認されたい。これは、政府による全額保証も可能との理解でよいか、回答されたい。
 - 笠井）「質の高いインフラパートナーシップ」に基づき、融資保険は2016年4月から、投資保険（株式に対する出資）については、2016年7月にテロ、内乱、戦争などに対する損失の保証範囲を95%から100%にした。政府による全額保証とはどういう意味しているか？
 - 市民）損失があった場合、国会が認めるところにより政府が保証するという意味だ。
 - 笠井）損失全部を支払うということではない。基本的には、保険料で、足りない部分については政府保証債の発行などで調達する。
 - 市民）マイナスになっている部分に対して政府の補填があるか？
 - 笠井）例えば100億円の損害があり、保険者からの保険料（積み立てている）では50億円しか払えなかった時、50億円の損害が発生し、債務を負っている人が払えなくなった理由がテロ、内乱等であれば、以前は残る50億円のうち47.5億円（95%）を保険料で払っていたのが、今回100%カバーの50億円としたということである。

- 市民) 保険の料率は決まっているのか？
- 笠井) 国カテゴリーで決まっている。テロ、戦争のリスクが大きい国については保険料が高くなる。また、物の輸出か投資かで違っている。
- 市民) 日立の場合はどのくらいか？
- 笠井) 未だ何も決まっていなくて分からない。

3. NEXI による「趣意書」について

NEXI は国内金融機関とともに、日立製作所の求めに応じて、英ウィルヴァ原子力発電所建設に関する「資金支援の意思を示す趣意書を2017年12月に提出した」との報道がある（2018年1月3日、毎日新聞）。

① 特殊会社 NEXI が原発輸出案件への「資金支援・貿易保険の意思」表明となれば、国民負担にかかわる重大問題である。本「趣意書」の正式名称を回答し、文書を公開されたい。

- 笠井) 基本的に独立採算でやって行く。仮に損失が発生すれば NEXI が保険金を支払う。国民負担を想定していない。「最悪の場合」とは何を指しているのか。教えていただきたい。
- 市民) イラン石化でどうですか。自分の会社を破産させて損失の金を出した。
- 笠井) 保険なのでリスクに対して見合った保険料をいただく。相手国のリスク等によって保険料を勘案する。内乱、戦争、革命等で事業が行かなくなったことに対してそれを保険でカバーするものである。支払い保険料は、現在1兆6千億円ほど原資があり、これをベースにお支払する。政府が補償することを想定していない。
- 市民) 原発にそもそも適用されてこなかったのではないか。
- 笠井) 過去にプラント輸出に保険を適用した事例はないと思うが、規制をされてできなかったということではない。資機材の輸出には例がある。日立のプロジェクトに類似のものではない。
- 司会) NEXI の趣意書についてはどうか？
- 笠井) 個別企業については NEXI からは存否を含めて答えられないと聞いている。NEXI は、2月の衆議院予算委員会で NEXI の坂東社長から「支援の決定について、そういう事実はない」と答えている。
- 市民) 趣意書の存否も答えられないのか？
- 笠井) そうである。NEXI からは支援の決定をしたことはない、と聞いている。

4. 2017年12月の日英政府「書簡」について

2017年12月、日英のエネルギー担当大臣は、日立製作所による英ウィルヴァ原発輸出に関する今後の協力について「書簡」を交わしたと報じられている（2018年1月3日、毎日新聞）

<質問>

① 両国大臣合意「書簡」における、資金面での支援を含む協力内容が取り決め内容を明ら

かにされたい。

- 丸田) 外交上のやり取りであり存否を含めて答えを差し控える。いずれにしても何か決まったということではない。

5. 英ウィルヴァ原発輸出に関する政府方針と今後

2018年2月6日、衆議院予算委員会での笠井亮議員の日立製作所による英ウィルヴァ原発輸出案件の質問に対して、世耕経産大臣は「このプロジェクトに関する両国政府の対応については、何らかの方針が決定されたという事実はございません。」と回答した。

① 現在も、「方針決定の事実はない」ことを確認されたい。

- 丸田) 両国政府の合意はない。政府方針は何も決まっていない。

② 将来において方針決定する場合、決裁者あるいは議決機関を明らかにされたい。

- 丸田) 決裁者、議決機関は、政府方針によって決まる。現在、決まっているものではない。
- 市民) 方針決定の事実はないというが、する時にはどうやって決めるのか？
- 丸田) 政府支援が決まる段階と思うが、要請を踏まえて検討される。
- 市民) 参議院本会議で福島議員の質問に対して安倍総理が「本件については何らの方針も決定していない。」と答弁している。「事業そのものに対して決定していない」のであるならば、決定するのは閣議決定か国会か示していただきたい。
- 笠井) 一般論では、基本的には政府系金融機関が決める。決まる組織体は一つではない。予算を使う場合は閣議で決まることになる。どういう仕組みでやるかという事実関係で検討されることになる。
- 市民) 会場の後ろにたくさんの方がいる。5人の官僚の話聞いてちっとも分からない。「新聞には出るけれども分かりません」などまともな回答がない。情報をきちんと公開すべきである。決める時にはどうするかと聞いている。
- 市民) 原発のゴミはどこに捨てるのか？
- 司会) 質問に基づきやっているのので了解願いたい。
- 市民) 分かりました。
- 市民) 日立は電力会社を買っている。フクシマ事故では20年兆円かかると言われるが、イギリスで事故が起これば日立が全部被ることになる。この場合どう考えるのか？
- 丸田) 原子力賠償については、日立の計画にどうリスクがあって、英がかぶれるのか、その制度がどうなっているのかということだと思うが、それは日立の方で検討されていると思う。
- 市民) 日立は、投げちゃってるわけでしょ。それで困って政府にお願いしているのではないか？
- 市民) では政府も含めて何も決まっていないということか？

- 市民) 政府は何も決めていないが、新経団連の日立中西会長が勝手に言っているということか？政府が関与するという共通の理解はないということの良いか？
- 丸田) 中西さんの発言は「英国において、民間ビジネスとして原発が成立するためには、いくつかの条件がありますね」と指摘したと認識している。諸条件が整えばやれる可能性があると言ったと思う。
- 市民) 平成28年2月25日のJ-CASTニュースで経団連次期会長のお披露目の記者会見の場で「建設中のリスクを誰が背負うという一点において、政府がコミットすることによってできませんよね」と言うのが日本政府と英国と我々の共通の理解になったと言っている。この共通の理解はないと言っていることの良いか？
- 丸田) 「中西発言は、原発プロジェクトは、いろんなことを勘案して、その中で諸条件が整わないと日立としては難しいと言った」と理解している。
- 市民) 日立は自分のお金で株主に責任をかぶせてやるなら文句はないが、中西氏は、「我々の共通の理解になった。そして、コミットするんだ。」と言ったのである。何かと言うと「建設中のリスクを誰が背負うという一点において」ということである。政府としては、この発言を「中西さんが勝手に言っている」と指摘すべきではないか？J-CASTニュースは誤報であると言うべきである。
- 丸田) 中西氏が、「インベスタブルという証明がないと難しい」というのは他の海外の原発が苦しいことになっている。この状況で金融機関を含めてコストを予見できないと投資する側の意見としていっている。その後「我々としては、投資は十分回収できるプロジェクトはあることが前提になる」と言っている。その中で政府の役割があると言ったと理解している。しかし、政府として何か具体的な支援を決めたということはない。
- 市民) 日立がホライズンを買ったのは2012年12月である。つまり、3.11の翌年である。そして、昨日、「原子力事業は100年事業だからしっかりやっていくのが良い会社」などと言っている。大企業が儲かるためではなく国民のためにやっていくのが政治ではないか？
- 菅元総理) 先ほどの話、ルールの中でNEXI、JBICが返せない場合に政府はどうするのか？事実上これを政府として約束したと心配しているがどうか？
- 丸田) NEXI、JBICは金融機関としての金融の判断がされると思う。
- 笠井) 株式会社であるので意思決定はボード（委員会）の中で判断していくことになっているのではないか？法律上、国が一つ一つ判断することにはなっていない。
- 菅元総理) 返却できないほどの損失が出た場合「返却できません」となるのか？
- 笠井) 保険料で支払うことができない場合政府の保証として、再建の発行などをやっていく。
- 菅元総理) 事実上、国が負担するという方針が決まっていると言っていることではないか？
- 笠井) 貿易保険を使うかの意思決定などある。決まっているわけではない。
- 菅元総理) 最後の最後は国の負担になるというルールは決まっているのではないか？
- 笠井) ご趣旨は理解できていないかも知れないが、いろんなケースがある（支援ツール）がやると決まっている訳ではない。保険に関する国の保証は1兆6千億円の範囲の中で

2018年4月13日、対政府交渉録（院内集会前まで）

やっていく。国民的負担が発生することはない。

- ▶ 市民) NEXI、JBIC は発行済み株式総数を国が保有している。ボードと言う逃げ方はおかしい。

以上

<政府側よりの回答文書：添付資料1>

御質問への回答（第1部 1. ①について）

2018年4月 外務省南西アジア課

インド政府は、これまでに原子力発電所16施設、その他関連施設8施設の計24施設をインド・IAEA保障措置協定に基づき、同協定の適用を受ける施設としてIAEAに通報しています。

インドの原子力発電所のうち、インド・IAEA保障措置協定に基づき、同協定の適用を受ける施設としてIAEAに通報しているものは、以下の下線を付した16施設です。

1. タラプル1号機（1969年10月商業運転開始）
2. タラプル2号機（1969年10月商業運転開始）
3. タラプル3号機（2006年8月商業運転開始）
4. タラプル4号機（2005年9月商業運転開始）
5. ラジャスタン1号機（1973年12月商業運転開始）
6. ラジャスタン2号機（1981年4月商業運転開始）
7. ラジャスタン3号機（2000年6月商業運転開始）
8. ラジャスタン4号機（2000年12月商業運転開始）
9. ラジャスタン5号機（2010年2月商業運転開始）
10. ラジャスタン6号機（2010年3月商業運転開始）
11. マドラス1号機（1984年1月商業運転開始）
12. マドラス2号機（1986年3月商業運転開始）
13. カイガ1号機（2000年11月商業運転開始）
14. カイガ2号機（2000年3月商業運転開始）
15. カイガ3号機（2007年5月商業運転開始）
16. カイガ4号機（2011年1月商業運転開始）
17. クダンクラム1号機（2014年12月商業運転開始）
18. ナローラ1号機（1991年1月商業運転開始）
19. ナローラ2号機（1992年7月商業運転開始）
20. カクラパル1号機（1993年5月商業運転開始）
21. カクラパル2号機（1995年9月商業運転開始）
22. クダンクラム2号機（2017年3月に商業運転開始）
23. カクラパル3号機（商業運転未開始）
24. カクラパル4号機（商業運転未開始）

（注） 上記はインド原子力公社等が公開している情報に基づく。

（了）

2018年4月13日、対政府交渉録（院内集会前まで）

<政府側よりの回答文書：添付資料2>

日本国経済産業省と英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省との
協力覚書

2016年12月22日

日本国経済産業省と英国ビジネス・エネルギー産業戦略省は、2012年4月10日に作成された日英両国首相による共同声明「～世界の繁栄と安全保障を先導する戦略的パートナーシップ～（「共同声明）」を認識し、民生用原子力分野において、パートナーシップの精神の下、本協力覚書を作成すること及びあらゆる原子力活動における二国間協力を強化することで一致した。これらのことを行うに当たって、両者は、商業及び研究協力を拡大し、双方が相互に重要な利益として認識している当該分野における戦略的パートナーシップを強化するとの相互の意思を再確認する。

廃炉及び除染

両者は、廃炉及び除染の分野での関係の深化を認識し、引き続き当該分野でのパートナーシップを支援及び奨励し続けることを決定する。特に、経験と知識を共有することの重要性を認識し、両者は、廃炉計画やこの複雑な分野における共同研究に係る協力を深化させていくことを認識した。原子力損害賠償・廃炉支援機構（NDF）と英国原子力廃止措置機構（NDA）との間、東京電力株式会社（TEPCO）とセラフィールド社との間の既存の協力は、両者により、相互の利益となる結果をもたらす協力の好例として知られている。

研究及び開発

両者は、研究及び開発での協力の深化を通じて、両国の原子力部門の相互理解を深めることの重要性を認識する。両者は、学術機関の交流の奨励や相互の国の研究施設を活用するアイデアの探求など様々な手段による、パートナーシップを拡大すべく、研究及び開発の分野で、関係省庁及び機関による協議が進展していることを評価する。

世界的な安全性並びにセキュリティの取組

両者は、安全で確実な原子力の提供を確保するために、民生用原子力活動に参画する国、とりわけ輸出国が、世界の原子力発電の安全性とセキュリティへの取組を維持し、向上させる上で重要な役割を担っていることについて認識し、そのような成果を得るために二国間及び多国間で取り組んでいくという確固とした意思を再確認する。

新規原子力発電所建設

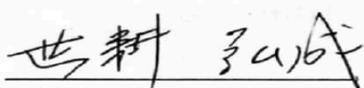
両者は、安全で、信頼性があり、低炭素で、かつ経済的なエネルギーの供給における原子力発電の役割について認識する。とりわけ、両者は、日本企業が英国で進める原子力発電所の提案、すなわち、アングルシーのウィルファでの

ホライズン、カンブリアのムアサイドでのニュージェンの両プロジェクトについて留意する。両者は、事業者によるこれまでの進捗に留意し、引き続き、彼らの提案の進展を議論することを継続する機会を歓迎する。

両者は、前述の日英両国首相による共同声明の付属文書である「日英民生用原子力協力の枠組み」と、その後の5回の原子力年次対話において、戦略的パートナーシップの下で促進された協力と達成された成果について確認する。両者は、今後も継続的に特定していくその他の相互の利益となる活動に加えて、引き続き、原子力年次対話を継続し、充実させていくことを決定する。

本協力覚書は、国際法の下で法的拘束力のある権利又は義務を生じさせるものではない。

以上の証拠として、本協力覚書は両者により、いずれも同様に有効性を持つ英語と日本語により2通作成され、2016年12月22日に東京で署名された。



世耕弘成
日本国経済産業省



グレッグ・クラーク
英国ビジネス・エネルギー・産業戦略大臣